

平成23年度事業認定事務内訳表

平成24年3月末現在

No.	種別	起業者	事業名	申請年月日	処分年月日	事務に要した日数 (補正期間を含む)	徴収手数料	面積(m ²)		事業費(千円) (用地費及び補償費)	地権者数	取得完了 申出年月日	事前説明会 実施日	備考
								収用	使用					
-	23	社会福祉法人 やまびこ福祉会	「生活支援センターやまびこ(仮称)」新築事業	H23.02.04	H23.04.08	64日		287.40	0.00	87,029 (38,505)	1		H22.11.22	
-	31	豊橋市	豊橋市嵩山地区農業集落排水事業嵩山浄化センター(仮称)新設事業	H23.03.30	H23.06.17	80日		2,502.00	0.00	434,839 (60,400)	2	H23.10.07	H23.02.27	
-	23	社会福祉法人 せんねん村	認知症対応型老人共同生活介護事業 「せんねん村グループホームきら」(仮称)施設整備事業	H23.03.31	H23.06.07	69日		1,570.00	0.00	139,800 (21,500)	1	H23.09.12	H23.02.15	
1	31 1	春日井市	(仮称)東部地区新調理場整備事業及びこれに伴う道路付替事業	H23.06.20	H23.08.30	72日	158,000	15,928.99	1.00	4,806,000 (463,000)	27	H24.04.04	H23.03.18	
2	1	小牧市	市道堀の内二丁目5号線改築工事 (小牧市堀の内二丁目地内から同市堀の内三丁目地内まで)	H23.07.12	H23.09.27	78日	158,000	3,325.00	242.00	1,255,827 (924,817)	11		H23.01.11	H24.03.07 裁決申請
3	21	学校法人 名城大学	名城大学校舎新築工事	H23.08.29	H23.11.22	86日	158,000	900.38	0.00	480,000 (60,000)	1	H24.01.05	H23.08.03	
4	24 31	安城市	安城市保健センター保全事業	H23.09.08	H23.11.22	76日	158,000	3,794.00	0.00	169,910 (169,910)	1	H24.04.13	H23.06.27	
5	32	愛西市	愛西市西保地区防災コミュニティセンター(仮称)新築工事	H23.10.26	H24.01.06	73日	158,000	1,981.00	0.00	274,679 (43,470)	2	H24.02.16	H23.07.16	
6	23	知多市	知多市次期子育て総合支援センター(仮称)建設事業	H23.10.28	H23.12.16	50日	158,000	1,342.98	0.00	253,291 (93,671)	1		H23.09.22	
7	1	蒲郡市	市道西長根前田1号線新設工事 (蒲郡市平田町西長根地内から同市同町西長根地内まで)	H23.10.31	H24.01.20	82日	158,000	1,995.00	233.00	350,000 (274,000)	11		H23.06.08	H24.10.31 裁決申請
8	21	学校法人 藤ノ花学園	豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部テニスコート及び駐車場保全事業	H23.12.22	H24.02.17	58日	158,000	50,553.55	0.00	23,888 (23,888)	10	H24.06.20	H23.12.03	
9	24 5	あま市	新あま市民病院整備事業並びにこれに伴う井溝付替事業	H24.03.26	H24.06.08	75日	158,000	16,669.00	0.00	7,000,000 (520,000)	19	H25.01.25	H24.02.18	
11件			平成23年度認定分	平均所要日数	71.64日	-		0.00 84,180.30	476.00	8,275,263 (2,173,161)	68			
9件			平成23年度申請分	平均所要日数	72.22日	1,422,000		0.00 96,489.90	476.00	14,613,595 (2,572,756)	83			

上段(建物)
下段(土地)

- ※
- 1 道路法(昭和27年法律第180号)による道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道若しくは専用自動車道(同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)又は駐車場法(昭和32年法律第106号)による路外駐車場
 - 5 国、地方公共団体、土地改良区(土地改良区連合を含む。以下同じ。)又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設
 - 21 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設
 - 22 社会教育法による公民館(同法42条に規定する公民館類似施設を除く。)若しくは博物館又は図書館法による図書館(同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。)
 - 23 社会福祉事業法による社会福祉事業若しくは更正保護事業法による更正保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学
 - 24 国、地方公共団体等が設置する病院、療養所、診療所等
 - 31 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設
 - 32 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設
 - 35 前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設